

# 中学校社会科「身近な地域の歴史」学習の研究

—「落合」を素材として—

A Study on the Learning of “Local History” in Junior High School Social Studies

—Teaching Material from “Ochiai” —

福井 延幸

(Nobuyuki FUKUI)

## はじめに

生徒が生活し、自立・成長していく「地域」は、さまざまなリアルな経験の場である。石井重雄は、社会科で地域をとりあげる意味について以下の六点にまとめている。「①地域教材は子どもの興味・関心を集める ②地域教材は子どもの感覚をみがく ③地域教材は子どもが直接経験できる ④地域教材は子どもが直接観察・比較できる ⑤地域教材は子どもの共感を呼び起こす ⑥地域教材は子どもの主権者意識を育てる」というものである<sup>1)</sup>。

他にも「自分の居住する生活舞台を時間系列上に位置付けて把握できる。」「地域の性格・特色の理解と社会認識の方法を知ることができる。」「学習が具体的となり、生徒の興味・関心を高めることができる。」「地域に対する愛情と地域の発展に心する心情と態度を育てることができる。」<sup>2)</sup>などが考えられる。地域の教材を学習することで得られることは非常に多い。

本論文では、生徒の学習にとってリアルな場である「地域」について、学習指導要領や新宿(落合)地域についての「身近な地域(郷土)の歴史」学習の変遷を確認したうえで、当該地域における歴史的素材を取り上げて中学校社会科における「身近な地域の歴史」学習の単元開発の可能性を考察していこうとするものである。

## I 学習指導要領における「身近な地域の歴史」の変遷

本章では、「身近な地域の歴史」が学習指導要領の中でどのように扱われてきたのか、その変遷をたどっていく。

まず、「身近な地域」という文言であるが、学習指導要領中で使用されるようになったのは昭和四四年版からである。それまでは「郷土」の文言が使われていた。昭和三三年版の第一学年の2. 内容では(1)郷土とあるが、昭和四四年版では、該当の部分で、地理的分野の2. 内容の(1)身近な地域という表記に改められている。歴史的分野では昭和五二年版まで「身近な地域」ではなく「郷土」という表記がなされていた。

なお、「郷土」の地域的範囲については昭和三三年版の(1)郷土で「郷土の地域的範囲については、生徒の生活に最も密接な関係のある範囲を中心とするのが適当であるが、指導する事項のねらいによってはその範囲に広狭があり、行政区画と一致する場合もあり一致しない場合

もある。」と可変的なものであるとされている。

また、「郷土」が「地域」と改められた理由として、「①「郷土」というと先祖代々受け継がれてきた土地、自分が生まれ育った土地（ふるさと）、田舎というイメージをもつが、社会変動の激しい現代において自分の住んでいる土地をもはや「郷土」と言える人が少なくなってきた。②目的概念中心の「郷土学習」に方法概念が導入され、地域社会を科学的にとらえようとするとき、歴史的・心情的意味を内包する「郷土」より「地域」及び「地域学習」という用語を使用したほうが学習の性格を明確にする。」<sup>3)</sup>との二点が挙げられている。

## 1. 昭和二二年版

昭和二二年版〔社会科編〕Ⅱには、第七学年（中学校第一学年）から第九学年（中学校第三学年）まで様々な身近な地域（郷土）の「学習活動の例」（以下、例）が記載されている。歴史的な内容を抜き出して列挙していくと、第七学年（中学校第一学年）の単元四「わが国のいなかの生産生活は、どのように営まれているであろうか。」の「例」の中には、「(三五) 郷土には、林業先覚者としてどんな人があったか。そしてどんな仕事を残したかを調べて報告すること。」「(六〇) 郷土の村や町は、その昔どんな意味から発生したと考えられるか。また、現在の意味は、どのような点で昔と違っているかについて調べて討議すること。」と先人の業績や、郷土の村や町の歴史について調べる活動がある。

単元五「わが国の都市は、どのようにして発達して来たか。また、現在の都市生活には、どんな問題があるか。」の「例」には、「(一) 郷土の代表的な都市について、できるだけ古い時代の町の姿や、当時の人々の生活状態を調べて、論文を書くこと。」「(二) 郷土の都市の以前のありさまや、人々の生活状態を、両親や町の老人に聞いて、報告すること。」「(三) 郷土の都市では、いつごろから昔の姿が失われ始め、どのようにして近代都市に変化したかを、町の多くの老人に聞いて、その結果をまとめて報告すること。」「(四) 郷土の都市で、中世あるいは近世の城下町から発達したものを挙げ、また、今日はそれぞれどんな発展状態を示しているかを調べて、報告すること。」「(五) 郷土の都市で、近世の城下町から発したものについて、昔の町のおもかげ（町名、建物の特色、遺跡など）が、どこに、どのように残っているかを調べて、報告すること。」「(七) 郷土の都市で、昔は重要な城下町であったが、今日はあまり発展していないものの例を挙げ、その原因について調査して、報告すること。」「(八) 郷土の都市で、城下町以外から発したものの例を挙げ、それらが、昔はそれぞれどんな状態であったかを調べて、報告すること。」「(一一) 郷土の都市で、市場町から発したものについて、昔は、どこで、どのように市が開かれたかを調べて報告すること。」「(四八) 郷土の都市は、以前に比べて、ずっと大きくなっているかどうか、いつごろから目立って発展し始めたか、どの方面に、新しく建物が建てられて来たかを、両親や老人に聞いて、報告すること。」と郷土の都市の発展の歴史について調べたり、両親や老人に聞く活動がある。

第八学年（中学校第二学年）の単元二「天然資源を最も有効に利用するには、どうすればよ

いか。」の「例」の中には「(四) 郷土には、どんな先史人類の遺跡があるか。当時住んでいた人々は、郷土の天然資源を、どのように利用したかを調べて、討議すること。」「(六四) 郷土附近の貝塚の分布を調べ、先住民の生活状態について話し合うこと。」と先史人類や彼らが利用していた資源、貝塚などの調査の活動がある。

単元三「近代工業は、どのように発展し、社会の状態や活動に、どんな影響を与えて来たか。」の「例」にも、「(一三) 郷土で行われている諸工業について。(4) できれば、各工業の発達の歴史を調べること。」「(六五) 郷土で「老舗」や「親方」と呼ばれている家をたずねて、昔の親方と徒弟との関係についての話を聞くこと。特に、年期・義務などについて説明を聞き、それが、現在どのように変化しているかを調べること。」と近代工業の発展や徒弟制を郷土を例に調べる活動がある。

単元四「交通機関の発達は、われわれをどのように結びつけて来たか。」の「例」には、「(七) 郷土の鉄道敷設に際して、難工事であった場所、その理由、どのようにしてこれを克服したかを調べて、報告すること。」「(一二) 郷土では、鉄道の開通以前と以後とでは、交通状態にどんな変化が起って来たかについて、両親や老人に聞いて報告すること。また鉄道の開通が、郷土の生活に、どんな影響を与えて来たかについて、討議すること。」とある。この第八学年では郷土の資源・産業・交通の歴史について調べたり、討議したりする活動が挙げられている。

第九学年（中学校第三学年）の単元一「われわれは、過去の文化遺産を、どのように、うけついで来ているであろうか。」の「例」には、「(三八) 村の歴史の基本的なものについて調べること。」「(四六) 郷土附近の地名は、明らかにある地形にその起源を持つと考えられるものがあるか、これらについて調べ、また、この地名がどこの地点から起ったかをも調査して、報告すること。」「(四七) 郷土附近の地名には、その昔の開墾や耕作方法から発生したと考えられるものがあるか、これについて調べて討議すること。」「(四八) 郷土附近の地名には、昔の交通に関係して発生したと思われる地名がないか、これについて調べて、報告あるいは討議すること。」「(四九) 郷土附近の地名で、それが明らかに昔のあることから発したと思われるものについて調べ、討議すること。」「(五〇) 郷土附近の地名には、最近新たにつけられたものがあるか、その種類・地点・意味について調べ、報告すること。」「(五七) 自分の村に、どんな口碑や伝説があるか、また彰徳碑などがあれば、それについて、それが村の発達とどんな関係があったかを、古老や旧家などに行って聞き、学級に報告すること。」「(五八) 盆踊りについて、その変遷を古老に聞き、それは農村にとって必要なものかどうか、必要であるとしても改善すべき点はないか、などについて討議し、報告すること。」「(五九) 古老から昔の説話についてできるだけ聞き集め、その現在の生活に対する影響について、先生を交えて討議すること。」と郷土の文化・地名・伝承について調査する活動がある。

単元二「(イ) われわれの芸術的な欲求を満足させるために、社会はどんな機会を与えているか。」の「例」には、「(二一) 自分の郷土には、どんな工芸品が生産されているか、その歴史について調べてみる。学校にそれを報告し、一つ一つの工芸品について、将来性があるか

どうか、討議すること。」「(二二) 自分の郷土では、盆踊りはどんな程度に行われているか、どんな歌詞がうたわれているか、どんな歴史を持っているか、などについて調べてみること。」また、単元三「われわれの政治は、どのように行われているであろうか。」の「例」には、「(三三) 郷土の古老で、明治維新のことをくわしく知っている人があれば、これを訪問して話を聞くこと。」とある。と郷土の芸能・工芸・政治などについて調べたり聞き取りを行ったりと地域に関する様々な活動が設定されている。

## 2. 昭和二六年版

昭和二六年版の第2学年 主題「近代産業時代の生活」第1単元「都市や村の生活は、どのように変ってきたか」の要旨で「第2学年においては「近代産業時代の生活」の主題によって、われわれの生活が、いかに近代産業の発達によって変ってきたかを学ばせようとする。この変化のありさまを生徒に学習させるには、近代産業の発達を最初に取り上げるよりは、まず村や町の生活の変化の具体的な学習を行った後に、その背後に横たわる近代産業の発達の歴史および地理的学習に移ったほうが効果が上がるであろうとの考えから、この単元が最初におかれたわけである。」とあり、郷土の具体的な学習を行った後に背景となった大きな近代産業の発達の歴史・地理の学習を行うことが効果的であるということが明確に示されている。

「例」では、「6. 郷土で、明治維新ごろのことを詳しく知っている人があれば、尋ねて、当時の郷土の人々の暮しぶりがどんなようすであったかの話を聞く。またできたら、江戸時代の終りごろからの、郷土の面積・人口の増加・産業の発達などを示す資料を手に入れて、これを基にして、その変化が特に目だつようになったのは、いつごろからか、その時期や、理由についても話し合う。」「7. 郷土で、鉄道のしかれたのは、何時ごろからか、それ以前は、何を利用していたか調べる。」「8. 郷土の町なみは、以前に比べて、ずっと大きくなっているかどうか、いつごろから目だって発展し始めたか。どの方面に、新しく建物が建てられてきたかを、両親や老人に聞いて報告する。」「38. 郷土の生活を向上させることに努力した先覚者の業績について調べる。」といった例がいわゆる身近な地域の歴史の学習に該当するものであろう。

また、この昭和二六年版では、一般社会科とは別に日本史が課されてもよいことになっており、II 中学校 日本史の単元(C)案の展開例の第2単元「奈良や京都のような都は、どのような世の中でつくられたか。」の「例」では、「12. 博物館へ行ったり、地方の郷土史料館や収集家を尋ねたり、また写真を集めて、古墳時代の人々の風俗や生活を考えてみよう。」「16. 縄文式文化から古墳時代に至る郷土の採集品を集め、これに各自でそれぞれ説明書を付して、展覧会を開こう。」「26. 近くに国分寺の跡があったら調査し、そこの僧侶や先生から話を聞こう。」と原始から古代にかけての歴史的事項について、博物館や郷土資料館などの利用や収集家の訪問、僧侶や教師などからの聞き取りなどの活動、実物を集めての展覧会の開催などきわめて興味深い活動の例が示されている。

第3単元「各地に城が建てられたころの世の中は、どのようであったか。」の「例」では、

「3. 自分たちの郷土には、どんな武士が起ったかを調べてみよう。」「18. この地方で、市のたつ日を調べ、それがいつごろ、どうして起ったか研究発表しよう。」「22. 郷土の仏教の宗派には、現在どんなものがあるか、最も多いのはどれかを調べてみよう。それがいつごろ、どのような経路で郷土にはいつてきたかを調べてみるのもよい。」「30. 郷土の近くの百姓一揆について、その原因・年代・方法・結果を研究して発表しよう。」「51. 郷土附近の旧街道を調査して、関所・本陣・問屋などの遺跡を調べてみよう。」「52. 旧家に検地帳があったら見せてもらおう。」「53. 水車が近くにあったら、土地の老人から古いころの話を聞こう。また、酒屋や糸車のことも聞いて、そのころの産業の様子を調べてみよう。」「66. 郷土に藩の学校や寺小屋があったら、これを調べる。昔の人はどんな学校で、どんな勉強をしていたかを、今と比較してこれを批評してみよう。」と中世から近世にかけての歴史的事項についての調べ活動の例が示されている。

第4単元「新聞やラジオの作られた世の中は、どのようなものであったか。」の「例」では、「4. 地方の老人や物知りの人から、次のことを聞き出し、あとで書物などで調べて、発表会を開こう。(1) 幕府の終りころの、地方の金持ちの生活。(2) 百姓一揆や打ちこわしの事件や農民の生活。(3) 身分の低い武士の生活。(4) 水車・酒屋・織物屋・瀬戸物工場などの話。」「26. 老人に次のことを聞いて、皆に発表しよう。(1) 牛肉やバター・チーズなどを食べたころ。(2) 洋服・くつ・こうもりがさが使われだしたころ。(3) 近くの西洋建築はいつごろ建てられたか。(4) 明治初年の神社・寺院・教会の様子。(5) 学校ができたころの様子。(6) ちょんまげがなくなった時の話。(7) 車がはじめて走ったころの様子。(8) 燈火のうつりかわり。」「34. 郷土の古い代議士のことや、昔の選挙の様子を、老人に聞いて、今と比べてみよう。」「41. 老人に次のことを聞いて、報告しよう。(1) 日清・日露戦争のころの様子。(2) 日本が外国と対等につきあえるようになった時の様子。」「44. 祖父母に、明治のころの教育がどのように行われたか聞いてみよう。」「46. 老人から、はじめて映画がはいつてきた時の様子や感想を聞いてみよう。」「47. 蓄音機がはじめてはいつたころの様子も父母から聞こう。」「52. 第1次世界大戦に従軍した人や、そのころの人たちから、当時の様子を聞いてみよう。」「60. 父や祖父から、政友会のことや、原敬のことなどについて話を聞こう。」と近代の歴史的事項についての聞き取り活動の例が示されている。初期社会科とよばれる昭和二二年、二六年版では郷土の歴史に関する学習についても実に多様な活動例が示されている。

### 3. 昭和三〇年版

昭和三〇年版は社会科のみの改訂であり、「試案」の文言が学習指導要領から消えている。学習活動の例についても示されなくなった。

郷土の歴史については、2. 歴史的分野(2)内容の「1. 人類文化の始原時代」で、「このころの郷土はどんな様子だったか、また、このころと現代の生活や考え方との比較についても学習させる。」「2. 日本国家の成立時代」と「3. 武士が社会に現れた時代」では、「また、こ

のころの郷土はどんな様子であったか、また、このころと現代の生活との比較や、今日への影響についても学習させる。」「4. ヨーロッパ人が東洋に進出し始めたころの日本の封建社会の完成時代」と「5. 世界の諸国との国交に基く近代日本の成立時代」では、「また、このころの郷土はどんな様子であったか、このころと現代の生活との比較と今日への影響についても学習させる。」とあり、各時代において大きな時代的なまとまりの中で「このころの郷土はどんな様子だったか」ということが学習内容となっている。

#### 4. 昭和三三年版

昭和三三年版の3「指導上の留意事項」には、(5)「イ 郷土の発展の跡を実地調査させたり、遺跡、遺物を見学させることによって、わが国の歴史の発展を具体的にはあくさせ、郷土との関連についても理解させるように努める。」とある。郷土の実地調査や見学がいられているが、郷土の歴史に関して言及している部分はこの部分のみである。

#### 5. 昭和四四年版

昭和四四年版の3「内容の取り扱い」の(5)「ウ 郷土の史跡その他の遺跡や遺物を見学させて、わが国の歴史の発展を具体的に知らせ、郷土とわが国の歴史の発展との関連を考えさせるとともに、文化遺産を愛護し尊重する態度を育てるようにすること。」「エ 地理的事象にも関心をもたせ、可能な範囲で歴史的事象がみられた地域の風土もしくは環境に触れて、空間的なものへの関心を高めること。また、地域によって制約はあるが、歴史像を浮かび上がらせるため、たとえば、都市や集落、道路、地割、城跡などの地域の歴史的景観を把握させること。なおその際、現在までの変化に気づかせるようにすること。」「オ 人物の指導については、郷土の人物を含めて二、三の人物を重点的に取り上げ、適切な時間を設けて指導すること。その際、取り上げた人物の持っていた意図や願い、判断と行為および努力や苦心を、時代的背景の中で理解させ、人物と時代的背景との関連を考えさせるようにすること。なお、史実と俗説との混同を避けるようにすること。」とある。人物の指導について、郷土の人物を含めた二、三の人物を取り上げることがいわれるようになった。

#### 6. 昭和五二年版

昭和五二年版の3「内容の取扱い」では「(3) 郷土の史跡その他の文化財を見学・調査させて、我が国の歴史の発展を具体的に把握させるとともに、特に内容の(5)、(6)、(7)及び(8)の取扱いにおいては、地理的分野との関連を図り、かつ民俗学の成果を活用するなどして、郷土の生活文化に触れさせることが望ましい。」「(5) 内容の全般にわたる学習を通して、生徒の歴史上の人物に対する興味や関心をできるだけ生かした指導に努めるとともに、特に郷土の人物を含めて二、三の人物を重点的に取り上げ、これを中心にして学習を展開するなどの工夫も必要である。」と、ここでは(3)で新たに地理的分野との関連を図ること、民俗学の成

果を活用することがいわれるようになった。

## 7. 平成元年版

昭和三十二年一月二四日に出された教育課程審議会答申の中学校社会の改善の具体的事項において、「歴史的分野については、我が国の歴史を、世界の歴史を背景に学習させるという趣旨が一層生かされるよう内容を構成する。その際、身近な地域の学習を充実するとともに、日本人の生活や生活に根ざした文化の展開を、政治や社会の動きなどと関連付けて学習できるようにする。また、歴史上の人物の果たした役割や生き方などについて、時代的背景などと関連付けて学習させるよう配慮する。」と示されており、「身近な地域の歴史」の学習の充実が図られるようになった。その趣旨にしたがって、平成元年版の歴史的分野1「目標」の(2)では、「歴史における各時代の特色と移り変わりを、身近な地域の歴史や地理的条件にも関心をもたせながら理解させるとともに、各時代が今日の社会生活に及ぼしている影響を考えさせる。」と「身近な地域の歴史」の学習が初めて目標に位置づけられるようになった。各時代の歴史の特色と移り変わりを「身近な地域の歴史」に関心をもたせながら理解させるということが目標として設定されるようになったのである。

また、3「内容の取扱い」の(1)では、「イ 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物に対する生徒の興味や関心を育てる指導に努めるとともに、それぞれの人物が果たした役割や生き方などについて時代的背景と関連付けて考察させるようにすること。その際、身近な地域の歴史上の人物を取り上げることに留意すること。」「ウ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、各時代の政治や社会の動き及び各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導するとともに、民俗学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの文化財の見学・調査を通して、生活文化の展開を具体的に学ぶことができるようにすること。」と人物学習の中で身近な地域の歴史上の人物を取り上げることに留意することが言及されている。そして前回改訂で加えられた民俗学などの研究成果の活用に加えて、博物館、郷土資料館などの活用がいわれるようになった。

## 8. 平成一〇年版

平成一〇年七月二九日に出された教育課程審議会答申の中学校社会の改善の具体的事項において、「歴史的分野については、事項を精選して重点化を図り、例えば、古代、中世、近世、近現代のように時代区分を大きくとって内容を再構成し、わが国の歴史の大きな流れを世界の歴史を背景に理解できるようにするとともに、歴史についての学び方や調べ方を身に付け、多面的な見方ができるようにする。また、先人が築いてきた文化と伝統を尊重する態度を養い、我が国の歴史に対する理解と愛情を深めるようにする。」ということが示された。この学び方を学ぶ学習の充実を図るという観点から「身近な地域の歴史」を取り上げ、それを調べる活動を通じて、歴史的事象の追求方法を学ぶ項目が新設された。

平成一〇年版の「目標」の(4)には、「身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味や関心を高め、様々な資料を活用して歴史的な事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」とある。「身近な地域の歴史」の学習を通して歴史に対する興味や関心を高めることが目標の一つとなっている。

2「内容」では(1)「歴史の流れと地域の歴史」と「地域の歴史」という文言が、初めて内容の項目中に表記された。そして内容のイでは、「身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、歴史の学び方を身に付けさせる。」と「身近な地域の歴史」を調べる活動を通じて歴史の学び方を身に付けることがねらいとなった。

3「内容の取り扱い」では、「エ 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物に対する生徒の興味・関心を育てる指導に努めるとともに、それぞれの人物が果たした役割や生き方などについて時代的背景と関連付けて考察させるようにすること。その際、身近な地域の歴史上の人物を取り上げることに留意すること。」「オ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、各時代の政治や社会の動き及び各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導するとともに、民俗学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの見学・調査を通じて、生活文化の展開を具体的に学ぶことができるようにすること。」と身近な地域の歴史上の人物と取り上げることや、民俗学などの成果や博物館、郷土資料館などの活用について言及されている。

また、(2)内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする、として「イ イについては、内容の(2)以下とかわらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの活用も考慮すること。」と人々の生活や生活に根ざした文化に着目させることにあたって博物館や郷土資料館の活用が言及されている。

## 9. 教育基本法の改正と今次の学習指導要領改訂

平成一八年一二月二日に公布・施行された新しい教育基本法第二条の五項には「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」とある。この教育基本法の改正を踏まえて平成二〇年一月一七日に出された中央教育審議会答申の「7. 教育内容に関する主な改善事項」の「3) 伝統や文化に関する教育の充実」では、「国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育を充実することが必要である。世界に貢献するものとして自らの国や郷土の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、グローバル化社会の中で、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これらに立脚する人々と共存することができる。また、伝統や文化についての深い理解は、他者や社会との関係だけではなく、自己と対話しながら自分を深めていく上でも極



めて重要である。」と伝統や文化についての深い理解の重要性が述べられている。

この伝統や文化に関する教育の充実について社会科に関する記述としては、「我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度は、我が国や郷土の発展に尽くした先人の働きや、伝統的な行事、芸能、文化遺産について調べるなど、社会科、とりわけ歴史に関する学習の中ではごくまれるものであり、その充実を図ることが望まれる。具体的には、例えば、小学校においては、縄文時代の人々のくらしや、我が国の代表的な文化遺産を取り上げたりすることが考えられる。また、中学校においては、地理的分野、歴史的分野、公民的分野のそれぞれの特質に応じて、様々な伝統や文化に関する学習を重視した改善を図ることが重要である。」とある。具体的には、②社会、地理歴史、公民の(ii)改善の具体的事項で、「歴史的分野については、我が国の歴史の大きな流れを理解させ、歴史について考察する力や説明する力を育てるため、各時代の特色や時代の転換にかかわる基本的な内容の定着を図り、課題追求的な学習を重視して改善を図る。その際、現代社会についての理解が深まるよう、近現代の学習を一層重視する。また、例えば身近な地域の歴史学習などの中で、様々な伝統や文化について学習させるとともに、我が国の歴史の背景にある世界の歴史の扱いを充実させる。さらに諸事情の意味や意義、事象間や地域間の関連などを追及して深く理解し自分の言葉で表現する学習を重視する。」とある。様々な伝統や文化についての学習の場として身近な地域の歴史学習が考えられているのである。

この答申を受けて今次の改訂において平成二〇年三月二八日告示された学習指導要領での「身近な地域の歴史」にかかわる項目としては、以下のようなものがある。

なお、今次の改訂においては、「「身近な地域」とは、生徒の居住地域や学校の所在地域を中心に、生徒による「調べる活動」が可能な、生徒にとって身近に感じることができる範囲であるが、それぞれの地域の歴史的な特性に応じて、より広い範囲を含む場合もある。」<sup>4)</sup>とやはり可変的なものとされている。

まず、歴史的分野の「目標」の(2)に「国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。」とある。また、「目標」(4)では、「身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的な事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」と述べられている。これらは平成一〇年度版の「目標」(2)・(4)と同文である。

「「身近な地域の歴史や具体的な事象の学習」については、これらを取り上げることでその時代の様子を実感させ、生徒の歴史に対する興味・関心を高めることが求められる。」<sup>5)</sup>と興味・関心を高めていくために時代の様子を実感させる、学習内容が具体的になる身近な地域の歴史がとりあげられるのである。

「内容」では平成一〇年版の(1)「歴史の流れと地域の歴史」が「歴史のとらえ方」と変更されている。イには、「身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の

具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。」と身近な地域の歴史の学習について言及されている。伝統や文化重視の視点から「受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め」という文言が加えられている。身近な地域を取り上げることで地域への関心を高め、地域という具体性のあるものから歴史を理解させようというのである。

「内容の取扱い」では、(2)「イについては、内容の(2)以下とかわらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。」とされている。それまでの博物館、郷土資料館の活用に加えて「地域の人々の協力も考慮すること」と地域の人材の活用についても言及されるようになった。

この「身近な地域の歴史を調べる活動」のねらいは、「地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせることである。」<sup>6)</sup>と述べられている。

また、学習にあたって、「生徒による「調べる活動」となるようにし、「人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫する」(内容の取扱い)とともに、身近な地域における具体的な歴史的事象からその時代の様子を考えさせるなどして、「受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる」ようにする。その際、「民俗学や考古学などの成果」(「内容の取扱い」(1)カ)を生かし、「博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮する」(内容の取扱い)ようにする。」<sup>7)</sup>と説明されている。地域を素材として我が国の歴史を理解させ、これまでの学問の研究成果や博物館・郷土資料館などの具体的資料や地域の人々の協力を活用しながら歴史の学び方を身に付けさせるという活動が想定されているのである。そこまでは従前のものと変わりはないが、今回、伝統や文化重視の観点から「受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め」の文言が加えられるようになったのである。

「身近な地域の歴史」の学習について、学習指導要領の変遷をたどってきた。「地域」という素材は変わらずともそこから、それで何を学ぶかという点では大きな変化があった。地域の課題をさまざまな具体的な身近な地域の歴史の事例から考えさせようとしていた昭和二二年、二六年のいわゆる初期社会科から、昭和三〇年、三三年、四四年、五二年の学習指導要領では我が国の発展を地域の歴史と関連付け具体的に把握させるための地域の歴史の学習と位置づけは変化してきた。平成元年、一〇年には「身近な地域の歴史」の取り上げられ方は大きく変わり、その学習の充実が図られるようになった。我が国の歴史を理解させるとともに、調べる活動を通じて歴史の学び方を身に付けるという歴史の追求のための素材として「身近な地域の歴史」は位置づけられるようになったのである。そして今次の改訂では、伝統や文化重視の観点から「受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め」という文言が加えられるようになったのである。

## Ⅱ 新宿（落合）における「身近な地域の歴史」の変遷

本章では、「身近な地域の歴史」を学ぶための教材として発行された図書から、新宿（落合）における「身近な地域の歴史」学習の変遷をたどっていく。

### 1. 「身近な地域の歴史」の掘りおこし

新宿区内には歴史的に価値のある文化財も多く残されていたが、太平洋戦争による損傷もはなはだしく、戦後も疲弊した人々から顧みられる余裕はなかった。しかし、戦災から復興していく中で、ようやく文化財の保存に関心が示しだされ、昭和二六年三月、新宿区議会において文化財保存についての議論がおこった。昭和二七年三月に新宿区役所から『新宿区文化財一覧表』が発行された。文化委員会が設けられ、資料の収集、実地調査などを行い、五三カ所を区の文化財として仮指定し一ニカ所に標識を建てているが、<sup>8)</sup> その調査結果をまとめた解説書が『新宿区文化財一覧表』である。新宿区教育委員会指導室は、この『新宿区文化財一覧表』を平易な物語風の解説書にして小・中学校、一般区民に知らせる目的で昭和二八年八月五日、区内小学校教諭の社会科関係者に新宿区文化財解説書作成委員を委嘱し研究にあたらせた。<sup>9)</sup> 当時、昭和二六年の学習指導要領の改訂で中学校において一般社会科と別に日本史を課してもよいということになり、地理・歴史を教育の中にどのように組み入れるかという研究が盛んであったという時代背景がある。そして昭和三〇年三月に新宿区教育委員会から刊行されたのが『新宿区の史蹟をたずねて』である。冒頭の「編集にあたって」では、「こんにちでは、稽古照今とか温故知新というようなことばはあまりつかわれなくなりましたが、わたくしたちの住むまちが、昔はどのようであったか、昔の人が、住み、作り、残してきたものにはどのようなものがあり、それがどのような意味をもつのであるか、ということ調べ考えることは、まことにたいせつなことでありといわねばなりません。この本はこのようなねらいをもって、つくられたものであります。(中略) この本は、いわば、稽古照今の手引きとして作られたものといっ

てよいと思います。みなさんが、いろいろの学習の上で、この本を役立たせてくださることをねがってやみません。」と述べられているように地域の歴史の学習などに役立つことがその目的とされている。

昭和三一年、文化財調査・保存・紹介の仕事は社会教育課で行うことになったが、昭和三二年三月八日、社会教育課は新宿区文化財解説増補改訂委員を区内社会科研究の教員に委託している。<sup>10)</sup> 現在において、文化財の調査や普及・公開は社会教育の範疇で行われているが、当時、これら冊子の作成からも明白なように地域の歴史の掘り起こし作業において区内小学校教諭、とりわけ社会科関係の教諭の尽力が大であった。昭和三二年一〇月には新宿区教育研究会社会科部が『新宿区の昔と今』を作成し、小・中学校の教材として、また一般区民の希望者に配布している。

なお、文化財解説増補改訂委員は昭和三五年五月一二日にあらためて「新宿区文化財調査員」として委嘱され<sup>11)</sup>、『新宿区の史蹟をたずねて』の改訂と区内文化財の再検討をもとに昭和

八年三月、新宿区教育委員会より『新宿区文化財』が発行されている。この『新宿区文化財』は昭和四二年、昭和四四年と改訂版が刊行された。他にも新宿区教育委員会からは、昭和四三年に『新宿と伝説と口碑』、昭和四五年に『新宿と石像文化』、昭和四六年に『新宿と庭園』、昭和四八年に『新宿区の文化財地図』が発行されている。

その後、区内の文化財総合調査が昭和四九年度から五カ年計画で実施され、その成果が昭和五〇年から五五年にかけて新宿区教育委員会より『新宿区文化財総合調査報告書（一）～（五）』として発行された。この調査結果は資料種別に整理され、昭和五六年から五八年にかけて『ガイドブック新宿区の文化財（一）～（九）』として刊行された。

また、新宿区文化財保護条例で指定・登録された文化財と区内の国指定文化財、東京都指定文化財のすべてを紹介する『新宿区文化財ガイド』が新宿歴史博物館より刊行された。初版は「新宿区名宝展—文化財博'97」の図録としての刊行である。現在では平成一九年に改訂第三版が刊行されている。

このように新宿は、古くから地域の文化財の保護、普及、地域の歴史の学習の素材の掘りおこし作業のさかんな地域である。

## 2. 『のびゆく新宿』（初版から改訂新版まで）

新宿区教育委員会が発行している中学校社会科副読本に『のびゆく新宿』がある。新宿区内の公立中学校に配布されるこの『のびゆく新宿』は、昭和五六年に初版が発行され、以来現在まで九訂がなされている。

昭和五六年に発行された初版は、「Ⅰ 身近な地域の学習」、「Ⅱ 新宿のすがた」、「Ⅲ これからの新宿」の3部からなる。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、それぞれ地理的分野・歴史的分野・公民的分野に該当するものである。

Ⅰの第2章に「身近な地域の観察」が設定されている。また、Ⅱの第3章「新宿区のあゆみ」では地域史研究の成果が活用され、新宿区の歴史が原始時代から戦後のあゆみまでが詳述されている。

第二版は昭和五七年に発行されたが、初版とほぼ同様の内容となっている。その後昭和六〇年発行の改訂新版では、第2章の「2. 野外での観察」でそれまでの四谷地区・落合地区・戸塚地区・牛込地区の観察例に新たに淀橋地区—新都心の観察例が加えられている。また、第3章「新宿区のあゆみ」は前のものとはほぼ同内容であるが、図や写真が若干差し替えられており、また本文内容も新たに加筆された部分がある。

## 3. 三訂版から四訂版

昭和六三年発行の三訂版からは全ページカラー印刷となり、内容も一新された。「Ⅰ 新宿のすがた」、「Ⅱ 新宿区のあゆみ」、「Ⅲ これからの新宿」の三部からなり、Ⅱでは六章編成で原始時代から戦後のあゆみまで新宿区の歴史についての記述がある。地理的分野・歴史的分

野・公民的分野の三部編成ということに変わりはないが、内容は初版のものに比べて精選されたものとなっている。また、補章として「わが街・新宿」が設定されていて、「身近な地域」学習例として課題学習の進め方が示されている。平成三年発行の四訂版は三訂版とほぼ内容に変わりが無いものとなっている。

三訂版から四訂版が発行された間に学習指導要領が改訂されている。平成元年版の歴史的分野の3「内容の取扱い」の(1)では、「ウ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、各時代の政治や社会の動き及び各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導するとともに、民俗学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの文化財の見学・調査を通して、生活文化の展開を具体的に学ぶことができるようにすること。」と博物館、郷土資料館などの活用がいわれるようになった。その後の五訂新版以降の内容に大きく影響を与えている。

#### 4. 五訂新版から九訂版

平成六年発行の五訂新版から再び内容が全面改訂された。現行の九訂版に連なる内容となったのは、この五訂新版からである。

大きな変更点としては、四訂版までの地理的分野・歴史的分野・公民的分野的な内容の三部編成だったものから「Ⅰ. 学習の仕方を学ぶ」、「Ⅱ. 私たちの新宿を歩く」、「Ⅲ. 私たちの新宿の産業」、「Ⅳ. 新都心新宿」と四章で編成されるようになった。

「Ⅰ. 学習の仕方を学ぶ」は、1 地図の見方や読み方、2 年表の使い方・読み方・作り方、3 写真を活用して、4 身近な地域を歩く、5 (新宿) 歴史博物館 (以下、歴博) の利用がその内容となっている。学習の仕方や表現の仕方を地域を素材として学ぶというものになっている。

「Ⅱ. 私たちの新宿を歩く」は、1 近くの道路を歩いて観察、2 地名から考える、3 坂道を歩いて、4 新宿の地域巡検、5 新宿の地下を探る、6 新宿にゆかりのある文豪がその内容となっている。実際に地域を歩いて巡検して地理的な視点から考えるというものである。

「Ⅲ. 新宿の産業」は、1 落合の染色業と妙正寺川・神田川、2 新宿の印刷・製本工業、3 鉄道の発達と地域の変化がその内容となっている。新宿区の代表的な産業である染色業と印刷・出版業とを取り上げた地理的な内容である。3の鉄道の発達と地域の変化では、内藤新宿や新宿駅を中心として新宿駅周辺や地域の発展を考えさせようとしている。

「Ⅳ. 新都心新宿」は、1 西新宿の再開発、2 新宿の住みよい環境を考える、3 新宿区の国際交流、4 新宿区民の生活と条例、5 平和都市新宿がその内容となっている。公民的な内容をカバーするものと考えてよいだろう。

以上内容を見てきたが、四訂版までの「新宿区のあゆみ」に通じるような歴史的な記述は削除され、「身近な地域の歴史」について学習する内容が極端に少なくなっている。「Ⅰ. 学習の仕方を学ぶ」の5に歴博の利用の項目があり、歴博を利用して調べることによって新宿区の歴史について学ぶことができるが、「身近な地域の歴史」について書物で触れ、学習することも大

切ではなかろうか。新宿区内の中学生が通史的な身近な地域の歴史に触れるよいきっかけである。副読本であり、発展的な内容が含まれていても問題ないであろう。次回の改訂では、「新宿区のあゆみ」を是非復活してほしいものである。

その後、平成九年に六訂版、平成一二年に七訂版、平成一五年に八訂版が発行されるが、本文内容に大きな変更はない。

平成一八年に発行された現行の九訂版では、「Ⅰ. 学習の仕方を学ぶ」、「Ⅱ. 私たちの新宿を歩く」、「Ⅲ. 新宿の産業」、「Ⅳ. 新都心新宿」の四章からなり、「Ⅰ. 学習の仕方を学ぶ」の4に「身近な地域を調べよう」が設定されている。その中で「身近な地域」については以下の事柄を調べることができるとして「(1) どのような特色を持っているのか。(2) どういう歴史があるのか。(3) 他の地域と共通している点は何か。(4) 自分の住む地域が日本の中でどのような役割を果たしているのか。」の四点が挙げられている。「身近な地域の歴史」に関しては(2)の「どういう歴史があるのか」が該当する。そしてこれらについて、「自分が今までに疑問に思ったことや感じたことを問題とし、自分の家族などの過去の生活体験などを手がかりに地域を調べることができます。これらの方法によって自分の地域への理解が深まり、将来の姿を考えることもできます。」<sup>12)</sup>として、課題学習の例として「①課題の設定→②予想の設定→③検証→④発表」の四段階が示されている。

その中で検証を進めていく方法として示されているもので「歴史については、遺跡や古い建造物、記念碑、文化財など実物を見学したり、昔の人やその文化財などに関係のある人から取材をしたりします。また『新宿区史』や図書館で関係のある書物を読んでしらべます。」<sup>13)</sup>という一文がある。モノ・人・書物に取材するというものである。また、「関係者などからの取材活動は有効な検証方法ですが、その際にはあらかじめ電話で取材の許可や取材に行ってよい時間などを聞くなどして、相手に迷惑のかからないようにしましょう。また礼儀正しく取材の目的をはっきりさせ、発表が終わったらお礼を言うよう心がけましょう。」<sup>14)</sup>というマナーに関する記述もある。

また5では「新宿歴史博物館の利用」が設定されていて施設の有効な利用についての言及がされている。その中で、「身近な地域と結び付けて、歴博の利用を考えると、①歴博を最初に見て、自分の調べたい課題を決めて、地域学習をして確かめる。②最初に地域の学習を行い、「なぜこうなんだろう」と自分で疑問に思った事などを課題に決めて、歴博で詳しく調べる。③①と②を繰り返しながら学習を深める。」<sup>15)</sup>ということが示されている。そして具体的な学習の課題として「ア 身近な地域にある遺跡について 他の遺跡や出土品の年代・分布と比較して特徴を調べる。」「イ 新宿の発展について 新宿の起源やその後の発展の足跡、特に交通や地域の広がりについて、鉄道やバス路線の分布などから歴史の流れにそって調べる。」「ウ 近代日本と新宿 近代日本(明治以降)の歴史と、新宿の変化とのかかわりを調べる。」<sup>16)</sup>が示されている。

また、「調査するポイントと、発表する時のまとめに大切な資料となる」<sup>17)</sup>ということで調

査カードの作成が指導されている。この『のびゆく新宿』では、地域を素材として、具体的な地域についての調べ方や発表の仕方といった学習の仕方を学ぶということが学習内容となっている。

以上『のびゆく新宿』について検討してきた。地域史の成果が活用されていた初版から四訂版までに対し、五訂新版以降は地域を素材として学習の仕方や表現の仕方を学ぶというものになっている。「身近な地域」を素材として歴史の学び方を学ぶための副教材であるといえよう。

### Ⅲ 「落合」を素材とした単元の開発の可能性

本章では、「身近な地域の歴史」の素材として、「落合」にどのような教材開発の可能性があるのかを検討していく。「落合」を素材とした単元の開発の可能性について考察していく。

#### 1. 「身近な地域の歴史」の素材としての「落合」

「落合」の地名の起源は、神田川と妙正寺川が落ち合うところからきているという。平安時代末期から鎌倉時代にかけては江戸氏の勢力範囲であり、江戸氏の没落後は扇谷上杉氏の所領となり太田道灌の支配下に移った。次いで後北条氏の勢力範囲となった。近世には江戸近郊の農村として展開してきた落合地域であるが、近代に入り大正期以降は開発が進み住宅街として発展を遂げた。その落合地域のなかで「身近な地域の歴史」を学ぶ際の素材となりうる事例としては以下のようなものが考えられる。

まず、落合遺跡である。目白学園校地内の目白学園遺跡（落合遺跡）に関する調査研究としては、昭和二五年の國學院大学考古学研究室による校庭内の発掘調査以来、平成一五年まで十三次にわたる発掘調査が実施され<sup>18)</sup>、神田川流域における縄文・弥生・奈良時代の複合集落遺跡であることが明らかになった。この目白学園遺跡からの出土品を収めた出土品資料室が佐藤重遠記念館内に設置されており、平成八年三月二五日には新宿区教育委員会より「新宿ミニ博物館」の指定を受けている。館内には発掘された遺物や模型が展示され、近隣のみならず幅広く公開されている。この館内に展示されている実物資料のさまざまな形での活用が考えられる。

その他、取り上げうる史料としては、永禄二年（一五五九）の『小田原衆所領役帳』があげられる。これには、「興津加賀守 廿貫五百七拾文 江戸落合」、「太田新六郎知行（中略）拾貫五百文 江戸落合鈴木分 長野弥六分（中略）壱貫貳百文 高田内葛谷 同人（岸）分」と所領の貫高と所在の郷村名が記されている。<sup>19)</sup> 江戸時代に入ると『新編武蔵風土記稿』に上落合村・下落合村・葛ヶ谷村についての記述があり当時の戸数などを知ることができる。<sup>20)</sup> それだけでは扱いつらいが中世から近世にかけての落合を知る一端としては利用できよう。『江戸名所図会』にも「藤森稻荷社」「一枚岩」「落合惣図」「落合蛸」が掲載されており絵画史料として江戸近郊の農村風景を知ることができる。<sup>21)</sup> 絵画史料を活用する利点は、生徒が興味・関心を持って、そこから推論して自由な発言ができ、一人ひとりが自分なりの力量で史料を読み取るこ

とができるという点にある。また、落合は落語「らくだ」に登場する。落合の火屋（火葬場）がサゲに関わる場面で使われているが、火葬場が存在するような江戸の辺縁の地であった。落語の場合、長時間の口演であり、また史料のように目で確認することができないので扱づらいのが難点である。

その後、近代に入ってからは大正期の堤康次郎の箱根土地株式会社による開発、いわゆる「目白文化村」の開発がある。この「目白文化村」については、詳細な研究もあり<sup>22)</sup> また現存する建築物もあり、教材化も十分可能であろう。また『のびゆく新宿』の「Ⅱ 私たちの新宿を歩く」でも新宿区にゆかりのある文豪として夏目漱石を取り上げているが、落合においても林芙美子の旧宅が林芙美子記念館として保存・公開されており、落合文士村についても十分素材となりうるだろう。そして、落合にアトリエを持ち、そのアトリエが現在佐伯公園として保存・公開されている画家佐伯祐三の一連の「下落合風景」は近代の落合の街並の発展について知ることができる絵画史料として活用することが考えられる。

その他『のびゆく新宿』の「Ⅱ 私たちの新宿を歩く」では明治通りと大久保通りを歩いている観察を取り上げているが、それをそのまま援用、鉄道や道路網の発達と地域の変化を学ぶという点から考えて目白通りや山手通り、あるいは西武新宿線を素材としての沿線の観察などが考えられる。

地域の人々の協力についても、落合は竹田助雄の「落合新聞」以来、「おちあいあれこれ」など地域コミュニティによる歴史の掘り起こし活動も盛んに行われており、実績も十分にあり。地域の歴史について非常に関心の高い地域である。今次改訂の学習指導要領でいわれている「地域の人々の協力の活用」についても大きく期待ができよう。

## 2. 今後の課題とまとめ

最後に「身近な地域の歴史」に用いる教材とはということについて論じて今後の課題とまとめにかきたい。

「身近な地域の歴史」の教材は、感性をゆさぶる教材でなければならない。実際に遺物に触れることによって過去のつながりを感じさせる。過去とつながっているという感覚は生徒の感性にうったえかけるだろう。今日、発掘された土器などに実際に触れられるといったプログラムを実施している博物館が多く存在する。実物に触れられる感動や喜び、驚き、そして実物に触れることによって歴史を体感できるという活動はまさに感性にうったえかける活動そのものである。感性にうったえかける教材、授業（学習）というものを考えたとき、実物を利用するのに勝るものは無い。実際に実物に触れて感じ、考える、という思考の過程を考えても実物に触れるという経験は欠かすことができない。そのためには地域の人々の協力が必要不可欠であるし、地域の遺跡の活用など実物教材の活用について検討していくことが必要になってくる。身近な地域にあるがゆえに普段は見過ごしてしまうこともあるだろう。身近な地域の歴史の地道な掘り起こしが必要である。



では、さらに実物資料の利用を進めるには何が必要なのであろうか。触れられる教材を学校が整備する。あるいは触れられるようなシステムを博物館に作ることである。保存とともに活用を考えた博物館が必要である。そしてこれには、博物館の利用に熟知した教員の育成が必要であろう。博学連携が言われるようになって久しいが、生かしてこそその遺物ではないか。保存は当然重要であるが、「触れる」という経験の保障というものが決定的に不足している。管理運営上、難しい問題であるだろうが、一般の教員でも利用できるような遺物を仕分けしておいたり、利用できるような資格、権限が与えられるような方法がとれるようにすることを考えていく必要がある。簡単な手続きによって学校に貸し出し利用できるようにするなど利用のしやすさが大事なのである。発掘された遺物は何らかの形で地域に還元されるべきである。そしてそのためのプログラムを考えていくべきである。たとえば遺物に触れそしてそれを描く、作る、そして考えるといった表現的作業に進めていく。実物を使って考えるという作業によって感動や喜びや驚きに触発されて、そこで獲得した歴史像が確認され表現力も磨かれるのではないだろうか。

また、実物に触れられないような史料を利用して考えていく場合、経験や思考の追体験というものが重要になってくる。共有された地域の記憶や研究者が史料を用いて思考した過程を追体験していく。その過程において生徒たちによる新たな発見があり、創造的に知識を獲得したり系統化していくことができるのである。特に地域の記憶の追体験についていえば、まさに「地域の人々の協力の活用」が必要不可欠である。

考古学や民俗学などの成果の活用とともに、記憶や思考の追体験が可能な教材を作り出していく。そのような追体験が可能な素材が地域にはあふれている。そのためにも地域の記憶が失われないうちにしっかりと記録していくことが重要である。そして、その記録は十分に地域に還元され活用されていかなければならない。

「身近な地域の歴史」の学習についていえば、身近であるからこそいかに触れられ、経験や思考の追体験ができる素材を提供できるかというところにかかっている。触れることが可能な、また記憶の追体験が可能な教材の開発、感性をゆさぶるような迫力のある素材を求めて地域の歴史についての地道な掘り起こしをしていかなければならない。

【注】

- 1) 石井重雄『地域に学ぶ社会科』岩崎書店 昭和六〇年
- 2) 柿沼利昭・澁澤文隆・小関洋治編『改訂 中学校学習指導要領の展開』明治図書出版 平成元年  
一四五ページ
- 3) 目賀田八郎編著『典型教材で一人一人の見方・考え方を育てる社会科学習の新展開〈三・四年〉』  
平成三年 東洋館出版社 三〇ページ
- 4) 文部科学省ホームページ『中学校学習指導要領解説 社会編』平成二〇年 八五ページ
- 5) 『同上』八二ページ
- 6) 『同上』八四～五ページ
- 7) 『同上』八五ページ
- 8) 新宿区役所『新宿区文化財一覧表』昭和二七年 はしがき
- 9) 新宿区教育委員会『新宿区教育百年史』昭和五一年 八六一～八六二ページ
- 10) 『同上』八六二ページ
- 11) 『同上』八六三ページ
- 12) 『のびゆく新宿』九訂版二二ページ
- 13) 『同上』二五ページ
- 14) 『同上』二五ページ
- 15) 『同上』二九ページ
- 16) 『同上』二九ページ
- 17) 『同上』三〇ページ
- 18) 新宿ミニ博物館『目白学園遺跡』
- 19) 佐脇栄智校註『小田原衆所領役帳』戦国遺文後北条氏編 別巻 東京堂出版 平成一〇年 七〇ペー  
ジ、八九～九二ページ
- 20) 『新編武蔵風土記稿』東京都区部編 第一巻 千秋社 昭和五七年 一二九～一三二ページ、一五〇ペ  
ージ
- 21) 鈴木棠三・朝倉治彦校註『江戸名所図会』(四) 角川文庫 昭和四二年 一四二～一四九ページ
- 22) 野田正穂・中島明子編『目白文化村』日本経済評論社 平成三年